

手引/様式集

産業廃棄物
特別管理産業廃棄物
事業場外保管に係る届出

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

令和 23 年 4 月
令和 3 年 3 月一部改訂

利用上の注意

- 1 この手引/様式集は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る事業場外保管の届出の際に参考としていただくために作成したものです。
- 2 この手引/様式集は、届出の手続、必要書類及び留意事項等についての概要を説明しているものであり、届出に係る制度のすべての事項を記載しているものではありません。
- 3 この手引/様式集に記載した取扱いは、他の自治体の取扱いと異なる場合があります。新潟県に届け出る場合のみに御利用ください。
- 4 不明な点及び制度の詳細等については、最寄りの地域振興局健康福祉環境部環境センターに御確認ください（7ページ参照）。

目 次

1	届出の対象となる保管	3
2	届出方法等	
	(1) 届出期限	3
	(2) 届出受付場所及び提出部数	3
3	届出書類の作成	
	(1) 保管届出	4
	(2) 保管変更届出	5
	(3) 保管廃止届出	6
4	担当窓口及び届出受付場所一覧	7

様 式

産業廃棄物事業場外保管届出書	8
産業廃棄物事業場外保管変更届出書	9
産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	10
特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書	11
特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書	12
特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	13
添付書類の省略に係る申立書	14
保管の概要を記載した書類（積替えのための保管）	15
保管の概要を記載した書類（処分等のための保管）	16
保管場所の写真	17
土地・建物使用承諾書	18
記入例（積替えのための保管）	19～22
記入例（処分等のための保管）	23～25

1 届出の対象となる保管

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について事業者が行う次のア～エに掲げるものを除く保管（保管場所に係る面積が 300m²以上の保管に限る。）は、保管場所ごとに届出が必要です。

- ア 建設工事現場での保管
- イ 産業廃棄物収集運搬業許可、産業廃棄物処分業許可、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物処分業許可に係る保管
- ウ 産業廃棄物処理施設設置許可に係る保管
- エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

2 届出方法等

(1) 届出期限

届出の種別	届出期限
保管届出	<ul style="list-style-type: none">・ 保管開始前 又は・ 保管場所に係る面積を 300m²以上に変更する前 (非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、当該保管をした日から起算して 14 日以内)
保管変更届出	<ul style="list-style-type: none">・ 変更前
保管廃止届出	<ul style="list-style-type: none">・ 当該保管をやめた日から 30 日以内 又は・ 保管場所に係る面積を 300m²未満に変更した日から 30 日以内

(2) 届出受付場所及び提出部数

届け出る際は、あらかじめ電話で届出日時を予約してください。
次の表の受付場所へ届け出てください。

受付場所 (→ 7ページ)	提出部数 (届出者控除く。)
保管場所の所在地を担当する 地域振興局健康福祉環境部環境センター	1 部

3 届出書類の作成

- 届出書類は、次の表の記載順に綴じてください（→注1 同時に2件届け出る場合の添付書類（6ページ））。
- 届出後であっても、届出書類の補正をお願いする場合があります。

(1) 保管届出

書 類	留 意 事 項	ページ又は 交付機関	確認欄
産業廃棄物事業場外保管届出書 (様式第二号の四)	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、名称、住所は、省略せずに記載すること。 「所在地」欄は、保管場所になる土地の地番をすべて記載すること。 	8	
特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書 (様式第二号の十)		11	
保管の概要を記載した書類 (県様式第2号又は県様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 「面積」欄の合計が、届出書の「面積」欄と一致すること。 	15 16	
付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図の写しでも可 保管場所の位置を記入すること。 		
地図若しくは地図に準ずる図面（公図）又は建物所在図若しくは建物図面の写し	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所及び掲示板の位置並びに写真の撮影方向を記入すること。 →注2 登記済建物内における保管（6ページ） →注3 公的書類の有効期間（6ページ）	法務局	
保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	<ul style="list-style-type: none"> 寸法を記載すること。 容器保管する場合、寸法を記載した容器の構造図等を併せて添付すること。 		
保管場所の写真 (県様式第4号)	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所の位置を記入すること。 容器保管する場合、容器を保管場所に置いた写真であること。 	17	
土地又は建物の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所になる土地の地番のものをすべて添付すること。 →注2 登記済建物内における保管（6ページ） →注3 公的書類の有効期間（6ページ） →注4 他法令等による土地利用規制（6ページ）	法務局	
土地若しくは建物の賃貸借契約書等の写し又は土地・建物使用承諾書 (県様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> 届出者が土地又は建物の所有権を有しない場合、添付すること。 土地又は建物の使用目的が記載されていること。 →注2 登記済建物内における保管（6ページ）	18	
保管上限の算出根拠	<ul style="list-style-type: none"> 処分後の保管に係るものは、添付不要 		
最大積上げ高さの算出根拠	<ul style="list-style-type: none"> 屋外で容器を用いずに保管する場合、添付すること。 		
掲示板の記載例	<ul style="list-style-type: none"> 寸法を記載すること。 		

(2) 保管変更届出

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

書類	留意事項	ページ	確認欄
産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (様式第二号の五)	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、名称、住所は、省略せずに記載すること。 	9	
特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (様式第二号の十一)		12	

イ 保管場所に関する事項

書類	留意事項	ページ又は 交付機関	確認欄
産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (様式第二号の五)	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、名称、住所は、省略せずに記載すること。 保管場所になる土地の地番が変更になる場合、変更前後の保管場所になる土地の地番をそれぞれ「変更前」「変更後」の欄にすべて記載すること。 	9	
特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (様式第二号の十一)		12	
保管の概要を記載した書類 (県様式第2号又は県様式第3号) (変更前及び変更後)	<ul style="list-style-type: none"> 変更前後の状態を変更のないものも含めそれぞれ記載すること。 面積が変更になる場合、「面積」欄の合計が、届出書の面積の記載と一致すること。 	15 16	
地図若しくは地図に準ずる図面(公図)又は建物所在図若しくは建物図面の写し	<ul style="list-style-type: none"> 写真の撮影方向を記入すること。 保管場所及び掲示板の位置は、変更前後の状態をそれぞれ記入すること。 →注2 登記済建物内における保管(6ページ) →注3 公的書類の有効期間(6ページ)	法務局	
保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	<ul style="list-style-type: none"> 変更後のものを添付すること。 寸法を記載すること。 新たに容器保管する場合、寸法を記載した容器の構造図等を併せて添付すること。 		
保管場所の写真 (県様式第4号)	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所の位置を変更のないものも含め記入すること。 新たに容器保管する場合、容器を保管場所に置いた写真であること。 	17	
土地又は建物の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所になる土地の地番のものをすべて添付すること。ただし、変更前から保管に用いている土地の地番のものについては添付不要 →注2 登記済建物内における保管(6ページ) →注3 公的書類の有効期間(6ページ) →注4 他法令等による土地利用規制(6ページ)	法務局	

書 類	留 意 事 項	交付機 関 ページ 又は	確 認 欄
土地若しくは建物の賃貸借契約書等の写し又は土地・建物使用承諾書 (県様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> 届出者が土地又は建物の所有権を有しない場合、添付すること。ただし、変更前から保管に用いている土地の地番のものについては添付不要 土地又は建物の使用目的が記載されていること。 →注2 登記済建物内における保管(6ページ)	18	
保管上限の算出根拠 (変更後)	<ul style="list-style-type: none"> 処分後の保管に係るものは、添付不要 		
最大積上げ高さの算出根拠 (変更後)	<ul style="list-style-type: none"> 屋外で容器を用いずに保管する場合、添付すること。 		
掲示板の記載例	<ul style="list-style-type: none"> 寸法を記載すること。 		

(3) 保管廃止届出

書 類	留 意 事 項	ペ ー ジ	確 認 欄
産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 (様式第二号の六)	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、名称、住所は、省略せずに記載すること。 	10	
特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 (様式第二号の十二)		13	

注1 同時に2件届け出る場合の添付書類

同時に2件(産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物)届け出る場合、共通する添付書類は産業廃棄物に係る届出書に添付し、特別管理産業廃棄物に係る届出書には添付書類の省略に係る申立書(県様式第1号、14ページ)を添付します。

注2 登記済建物内における保管

登記された建物内で産業廃棄物を保管する場合、土地の登記及び貸借関係を示す書類に代えて、建物の登記及び貸借関係を示す書類を添付することができます。

注3 公的書類の有効期間

地図若しくは地図に準ずる図面又は建物所在図若しくは建物図面の写しは、登記事項証明書の表題部に記載された最新の登記の日付よりも後に交付されたもので、原本に限ります。登記事項証明書は、届出日前3か月以内に交付されたもので、原本に限ります。

注4 他法令等による土地利用規制

他法令等(都市計画法、農地法等)の規定により土地利用が規制されている場合は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管の用に供することができるよう、あらかじめ必要な手続をしてください。

(例：土地の地目が田又は畑の場合、農地法の規定による農地転用の手続が必要)

4 担当窓口及び届出受付場所一覧

保管場所の所在地	担当窓口 届出受付場所	住所	電話番号
新発田市、村上市、五泉市、 阿賀野市、胎内市、聖籠町、 阿賀町、関川村、粟島浦村	新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	0254-26-9139
三条市、加茂市、燕市、 弥彦村、田上町	三条地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒955-0046 三条市興野 1-13-45	0256-36-2234
長岡市、柏崎市、小千谷市、 見附市、出雲崎町、刈羽村	長岡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒940-8567 長岡市沖田 2-173-2	0258-38-2532
十日町市、魚沼市、 南魚沼市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒949-6680 南魚沼市六日 町 620-2	025-772-8154
上越市、妙高市、糸魚川市	上越地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒943-0807 上越市春日山 町 3-8-34	025-524-4237
佐渡市	佐渡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒952-1555 佐渡市相川二 町目浜町 20-1	0259-74-3428

【参考】新潟市内での保管に関する届出については、下記にお問い合わせください。

新潟市	新潟市環境部 廃棄物対策課 (新潟市役所 本館 2 階)	〒951-8550 新潟市中央区 学校町通一番 町 602-1	025-226-1411
-----	---------------------------------------	--	--------------

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

新潟県知事 殿

届出者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

第12条第3項前段

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

の規定により、関係書類

第12条第4項

及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所在地	
	面積	m ²
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあつては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保管開始年月日	年 月 日	
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
年 月 日		
新潟県知事 殿		
届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

<p>産業廃棄物事業場外保管廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>新潟県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の規定により届け出ます。</p>	
保 管 場 所 の 所 在 地	
廃 止 の 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

新潟県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

第 12 条の 2 第 3 項前段

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の規定により、関係書類

第 12 条の 2 第 4 項

及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所 在 地	
	面 積	m ²
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第 1 条の 6 の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保 管 開 始 年 月 日	年 月 日	

備考

特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 5 第 1 項第 1 号ニ又は同項第 2 号チ（3）の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。

（日本工業規格 A 列 4 番）

様式第二号の十一（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年 月 日

新潟県知事 殿

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 3 項後段の規定により、関係書類及び
図面を添えて届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の十二（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書

年 月 日

新潟県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13の6において準用する同規則第8条の2の6の規定により届け出ます。

保管場所の所在地

廃止の理由

廃止年月日

年 月 日

（日本工業規格 A列4番）

添付書類の省略に係る申立書

年 月 日

新潟県知事 様

住所
届出者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記の添付書類は、同時に提出する産業廃棄物事業場外<sup>〔 保管
保管変更
保管廃止 〕</sup>届出書に添付してあ
るので、特別管理産業廃棄物事業場外<sup>〔 保管
保管変更
保管廃止 〕</sup>届出書への添付を省略します。

記

添付書類（該当するものに○を付けること。）

- ・ 保管の概要を記載した書類
- ・ 付近の見取図
- ・ 土地又は建物の公図
- ・ 保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- ・ 保管場所及び掲示板の写真
- ・ 土地又は建物の登記事項証明書
- ・ 土地若しくは建物の賃貸借契約書等の写し又は土地・建物使用承諾書
- ・ 保管上限の算出根拠
- ・ 最大積上げ高さの算出根拠

保管の概要を記載した書類（積替えのための保管）

保管の理由									
取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの保管計画									
産業廃棄物の種類 *1、*2	性状	面積 (m ²)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管上限*3 (t又はm ³)	最大積 上げ高 さ*4 (m)	計画搬出量 (t/月又は m ³ /月)	搬出量から 算出した保 管上限*5 (t又はm ³)	予定運搬先の名称 及び所在地
<p>*1 当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。</p> <p>*2 同じ種類の産業廃棄物を保管場所内で2か所に分けて保管する場合は、2行に分けて記載すること。この場合、計画搬出量欄及び搬出量から算出した保管上限欄は、1行にすること。</p> <p>*3 保管上限は、搬出量から算出した保管上限*5以内となっていること。</p> <p>*4 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。</p> <p>*5 計画搬出量の7日分として算出して算出した量（計画搬出量÷30×7）を記載すること。</p>									

保管の概要を記載した書類（処分等のための保管）

処理施設の種別及び 処理する産業廃棄物 の種別並びに数量		取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの保管計画									
産業廃棄物の種類*1	処分前 処分後 の別	性状	面積 (m ²)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管上限*2 (t又はm ³)	最大積 上げ高 さ*3 (m)	処理施設の 処理能力 (t/日又は m ³ /日)	処理能力か ら算出した 保管上限*4 (t又はm ³)		

*1 同じ種類の産業廃棄物を保管場所内で2か所に分けて保管する場合は、2行に分けて記載すること。この場合、処分前の保管にあつては、処理施設の処理能力欄及び処理能力から算出した保管上限欄は、1行にすること。

*2 保管上限は、処理能力から算出した保管上限*4以内となっていること。ただし、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。

*3 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。

*4 処理能力の14日分として算出した量を記載すること。ただし、木くず、コンクリート破片又はアスファルト破片であつて、分別されたものを再生するための保管の場合は、木くず又はコンクリート破片は処理能力の28日分、アスファルト破片は処理能力の70日分として算出した量を記載すること。なお、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。

保管場所の写真

* 保管場所は、全体が確認できること。

所在地	

土 地 ・ 建 物 使 用 承 諾 書

住 所
届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者が行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の保管に、下記の土地・建物を使用することを承諾します。

記

土地・建物の所在	地目	面積 (m ²)	使用承諾期間

年 月 日

住 所
承諾者* 氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名)

* 所有者（登記名義人）と承諾者が異なる場合、その理由

--

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書		
令和〇〇年 4月10日		
新潟県知事 〇〇 〇〇 殿		
届出者 住所 新潟市中央区新光町4番地1 氏名 とっきつき株式会社 代表取締役 新潟 とっぴー (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 025-280-5161		
第12条第3項前段		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の規定により、関係書類 第12条第4項		
及び図面を添えて届け出ます。		
保管の場所に関する事項	所在地	長岡市四郎丸町字〇〇 173番2、173番3、173番5
	面積	350 m ²
	保管する産業廃棄物の種類	県様式第2号のとおり
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	県様式第2号のとおり
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	有 2.5m
保管開始年月日	令和〇〇年 4月 20日	
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

（日本工業規格 A列4番）

保管の概要を記載した書類（積替えのための保管）

保管の理由	長岡市及び近隣市町村の工事現場で発生した産業廃棄物を自ら新発田の自社処理工場まで運搬する、及び収集運搬業者に委託して処分業者まで運搬するまでの間保管しておくため。									
産業廃棄物の種類 *1、*2	性状	面積 (m ²)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管上限*3 (t又はm ³)	最大積 上げ高 さ*4 (m)	計画搬出量 (t/月又は m ³ /月)	搬出量から 算出した保 管上限*5 (t又はm ³)	予定運搬先の名称 及び所在地	
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物)	板状	10	屋外	フレキシブル コンテナパツ グ6枚	6 m ³	—	30 m ³ /月	7 m ³	(財)新潟県環境保全事業団 三島郡出雲崎町大字稲川 字池ノ尻 884	
廃プラスチック類	固形状	20	屋外	フレキシブル コンテナパツ グ10枚	10 m ³	—	50 m ³ /月	11.6 m ³	自社処理工場 新発田市豊町3-3-2, 4-2	
木くず	柱状 板状	50	屋外	なし	26 m ³	1.25	120 m ³ /月	28 m ³	エコニヤン(株) 上越市春日山町3-8-34	
金属くず	板状	20	屋外	フレキシブル コンテナパツ グ10枚	10 m ³	—	50 m ³ /月	11.6 m ³	自社処理工場 新発田市豊町3-3-2, 4-2	
がれき類 (アスファルト破片)	固形状	100	屋外	なし	83.3 m ³	2.5	1000 m ³ /月	233.3 m ³	エコニヤン(株) 上越市春日山町3-8-34 及び 自社処理工場 新発田市豊町3-3-2, 4-2	
がれき類 (アスファルト破片)	固形状	150	屋外	なし	145.8 m ³	2.5				

取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの保管計画

*1 当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。

*2 同じ種類の産業廃棄物を保管場所内で2か所に分けて保管する場合は、2行に分けて記載すること。この場合、計画搬出量欄及び搬出量から算出した保管上限欄は、1行にすること。

*3 保管上限は、搬出量から算出した保管上限*5以内となっていること。

*4 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。

*5 計画搬出量の7日分として算出して算出した量（計画搬出量÷30×7）を記載すること。

土 地 ・ 建 物 使 用 承 諾 書

住 所 新潟市中央区新光町4番地1
届出者 氏 名 とっきつき株式会社
代表取締役 新潟 とっぴー
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者が行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の保管に、下記の土地・建物を使用することを承諾します。

記

土地・建物の所在	地目	面積 (m ²)	使用承諾期間
長岡市四郎丸町字〇〇173番2	宅地	250	令和〇〇年4月20日 から廃止の申し出の ある日まで
長岡市四郎丸町字〇〇173番3	宅地	200	同上
長岡市四郎丸町字〇〇173番5	雑種地	20	同上

令和〇〇年 4月 10日

住 所 新潟市中央区学校町通一番町602番地1
承諾者* 氏 名 新潟 サイチョ

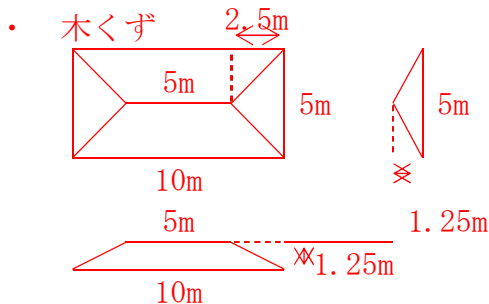
(法人にあつては、名称、代表者の氏名)

* 所有者（登記名義人）と承諾者が異なる場合、その理由

保管上限及び最大積上げ高さの算出根拠

1 保管上限

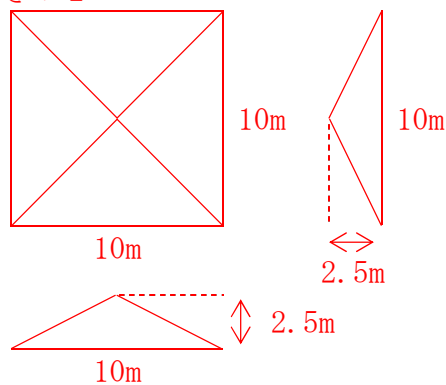
- 汚泥
オープンドラム缶(200L) 30本
 $0.2\text{m}^3 \times 30 = 6\text{m}^3$
- 廃プラスチック類、金属くず
フレキシブルコンテナバッグ(1 m^3) 10枚
 $1\text{m}^3 \times 10 = 10\text{m}^3$



$$5\text{m} \times 5\text{m} \times 1.25\text{m} \div 3 + 5\text{m} \times 5\text{m} \times 1.25\text{m} \div 2 = 26\text{m}^3$$

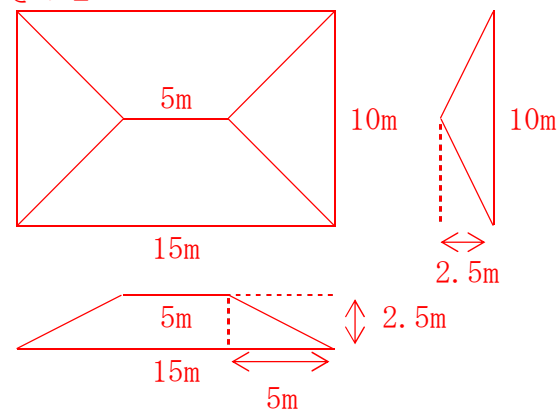
- がれき類 (アスファルト破片)

その1



$$10\text{m} \times 10\text{m} \times 2.5\text{m} \div 3 = 83.3\text{m}^3$$

その2



$$10\text{m} \times 10\text{m} \times 2.5\text{m} \div 3 + 5\text{m} \times 10\text{m} \times 2.5\text{m} \div 2 = 145.8\text{m}^3$$

$$\text{合計 } 83.3\text{m}^3 + 145.8\text{m}^3 = 229.1\text{m}^3$$

2 最大積上げ高さ (上図参照)

- 木くず 1.25m
- がれき類 (アスファルト破片) その1 2.5m
- がれき類 (アスファルト破片) その2 2.5m

よって最大積上げ高さは 2.5m である。

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書		
令和〇〇年 4月10日		
新潟県知事 〇〇 〇〇 殿		
届出者 住所 新潟市中央区新光町4番地1 氏名 とっきつき株式会社 代表取締役 新潟 とっぴー (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 025-280-5161		
第12条第3項前段 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の規定により、関係書類 第12条第4項		
及び図面を添えて届け出ます。		
保管の場所に関する事項	所在地	新潟市豊町三丁目3番2、4番2
	面積	944 m ²
	保管する産業廃棄物の種類	県様式第3号のとおり
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	県様式第3号のとおり
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	有 4m
保管開始年月日	令和〇〇年 4月 20日	
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

（日本工業規格 A列4番）

保管の概要を記載した書類（処分等のための保管）

処理施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類並びに数量	破砕処理施設（廃プラスチック類、金属くず） 1基、破砕処理施設（アスファルト破片） 2基									
産業廃棄物の種類*1	処分前 処分後 の別	性状	面積 (m ²)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管上限*2 (t又はm ³)	最大積 上げ高 さ*3 (m)	処理施設の 処理能力 (t/日又は m ³ /日)	処理能力か ら算出した 保管上限*4 (t又はm ³)	
廃プラスチック類	処分前	固形状	24	屋外	フレキシブル コンテナパツ グ ²³ 枚	23 m ³	—	2.5 m ³ /日	35 m ³	
廃プラスチック類	処分後	固形状	48	屋外	フレキシブル コンテナパツ グ ⁵⁹ 枚	—	—	—	—	
金属くず	処分前	板状	24	屋外	フレキシブル コンテナパツ グ ²³ 枚	23 m ³	—	1.8 m ³ /日	25.2 m ³	
金属くず	処分後	固形状	48	屋外	フレキシブル コンテナパツ グ ⁵⁹ 枚	—	—	—	—	
がれき類 (アスファルト破片)	処分前	固形状	300	屋外	なし	421.8 m ³	3.75	3.2 m ³ /日 × 2基	448 m ³	
がれき類 (アスファルト破片)	処分後	固形状	500	屋外	なし	—	4	—	—	

取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの保管計画

*1 同じ種類の産業廃棄物を保管場所内で2か所に分けて保管する場合は、2行に分けて記載すること。この場合、処分前の保管にあっては、処理施設の処理能力欄及び処理能力から算出した保管上限欄は、1行にすること。

*2 保管上限は、処理能力から算出した保管上限*4以内となっていること。ただし、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。

*3 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。

*4 処理能力の14日分として算出した量を記載すること。ただし、木くず、コンクリート破片又はアスファルト破片であって、分別されたものを再生するための保管の場合は、木くず又はコンクリート破片は処理能力の28日分、アスファルト破片は処理能力の70日分として算出した量を記載すること。なお、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。

保管上限（処分前）及び最大積上げ高さの算出根拠

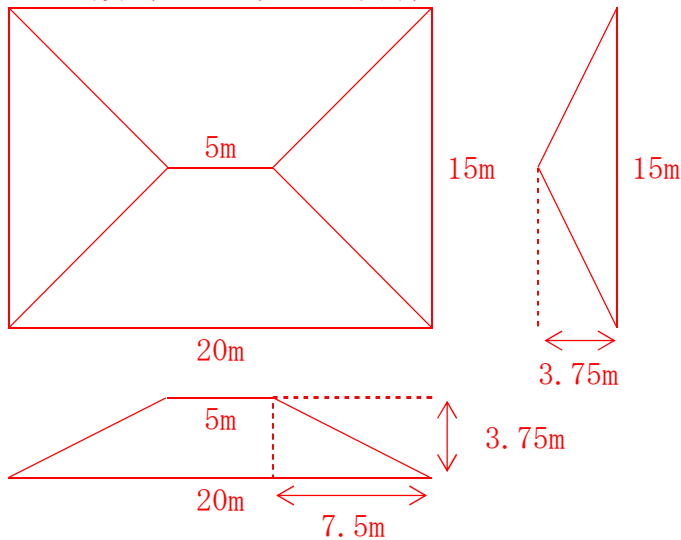
1 保管上限（処分前）

- ・ 廃プラスチック類、金属くず
フレキシブルコンテナバッグ(1m³) 23 枚
 $1\text{m}^3 \times 23 = 23\text{m}^3$

4m × 6m の場所に 2 段積みする。

- 1 段目 3 個 × 5 個 = 15 個 2 段目 2 個 × 4 個 = 8 個
- 15 個 + 8 個 = 23 個

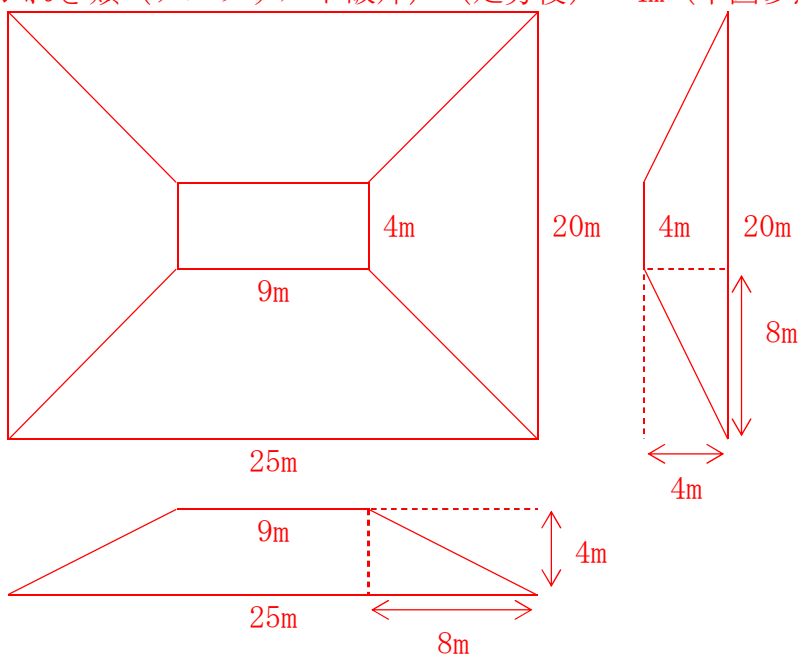
- ・ がれき類（アスファルト破片）



$$15\text{m} \times 15\text{m} \times 3.75\text{m} \div 3 + 5\text{m} \times 15\text{m} \times 3.75\text{m} \div 2 = 421.8\text{m}^3$$

2 最大積上げ高さ

- ・ がれき類（アスファルト破片）（処分前） 3.75m（上図参照）
- ・ がれき類（アスファルト破片）（処分後） 4m（下図参照）



よって最大積上げ高さは 4m である。